

令和7年10月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和7年10月10日

場 所 六戸町役場2階大会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2 階大会議室

2 開会日時 令和 7 年 1 0 月 1 0 日 (金) 午後 4 時 0 0 分

3 閉会日時 令和 7 年 1 0 月 1 0 日 (金) 午後 4 時 3 0 分

4 出席委員 (11 名)

1 番 金 淵 亘 委員	2 番 母良田 昭 委員
3 番 砂 渡 精 一 委員	4 番 坂 岡 正 晴 委員
5 番 沖 沢 恵美子 委員	6 番 下 田 利 昭 委員
7 番 松 嶋 清 治 委員	8 番 田 中 勝 彦 委員
9 番 金 沢 幸 弘 委員	10 番 田 中 裕 紀 委員
15 番 田 中 誠 委員	

5 欠席委員 (3 名)

9 番 金 沢 幸 弘 委員	13 番 目 時 隆 幸 委員
14 番 新 山 秀 男 委員	

6 会議に付した案件

町議案

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告第 25 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 26 号 農地の転用事実に関する照会について

報告第 27 号 農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について

議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 19 号 農地中間管理事業の売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画 (案) について

議案第 20 号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画 (案) について

県議案

7 会議録署名委員

6 番 下 田 利 昭 委員	8 番 田 中 勝 彦 委員
----------------	----------------

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 佐 藤 一 也 事務局次長 赤 石 正 之

事務局主査 川 村 徹 朗

9 書 記

事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和7年9月26日告示招集いたしました令和7年10月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしくお願いいたします。

ご着席下さい。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。
会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、佐藤局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和7年9月26日告示招集されました令和7年10月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、9番 金沢 幸弘 委員、13番 目時 隆幸 委員、14番 新山 秀男 委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

6番 下田 利昭 委員、8番 田中 勝彦 委員を指名します。

参与には佐藤事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第27号で、3番 砂渡 精一 委員、10番 田中 裕紀 委員が該当しますので発言権がありません。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第24号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第24号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第24号を報告済みといたします。

次に報告第25号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第25号を報告済みといたします。

次に報告第26号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第26号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第26号を報告済みといたします。

次に報告第27号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第27号「農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定により、農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第27号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(8番 田中 勝彦 委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議 長 議案第18号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を
求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

1番 金淵委員 NO.79の受人の経営面積が0aになっていますが新規就農でしょうか。

事務局長 受人の親が農地を所有し経営しており世帯分離しているだけであり新規就農の扱い
ではありません。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第18号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。
よって議案第18号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第19号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第19号「農地中間管理事業の売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第19号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第20号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第20号「農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第19条第3項の規定により、六戸町長より農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められたので審議を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第20号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号は承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会10月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時30分 】